

# とめ 法人会 NEWS

平成26年 5月30日発行

第68号

「税」の絵はがきコンクールに  
市内8校から一五五点の応募!



**第6回 税に関する 絵はがきコンクール**

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということを小学生のおなごさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため実施いたします。

**募集期間**  
5月15日(水)～5月25日(月)

**1 テーマ**  
税に関する絵(税金で買われている物、施設、社会で購入される物、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

**2 応募資格** 小学校6年生が対象です。

**3 応募点数** 児童1人につき1点とします。

**4 応募方法及び応募先**  
応募作品は「税に関する絵(絵はがき)」に氏名等の必要事項および住所(〒)を記入し、封筒に入れてください。なお、賞状はかその2とよび宛てに送付していただきます。応募作品は必ず封筒に記入して下し、必ず封筒に「税に関する絵はがきコンクール」の貼付をお願いします。文字は縦書きでお願いします。

**5 応募締切** 平成26年1月31日(平成26年5月25日(月)まで)

**6 審査** 応募作品は、応募委員の中から公正に審査を行います。

**7 表彰・発表**  
最優秀賞(入賞作品)は、法人会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに、賞状を送付して本人または学校へ送付いたします。  
●最優秀賞(1名) 賞状  
●優秀賞(2名) 賞状  
●佳作(3名) 賞状  
●参加賞(残りの応募者全員) 賞状  
●審査員特別賞  
●最優秀賞入賞者への表彰状  
●最優秀賞入賞者への表彰状

**8 注意事項**  
応募作品に関する権利は、応募と同時に主催者である法人会に帰属します。  
応募作品は必ず1枚1枚のイラストにしてください。  
応募作品は法人会ホームページにて発表させていただきます。  
法人会ホームページにて発表させていただきます。  
応募作品は必ず1枚1枚のイラストにしてください。  
応募作品は必ず1枚1枚のイラストにしてください。  
応募作品は必ず1枚1枚のイラストにしてください。

法人会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 法人会  
TEL: 03-2323-8270 FAX: 03-2323-8072  
URL: <http://www.miyagakenen.jp>

オフィスのパソコンから  
**申告・納税!** *e-Tax*

●電子申告書を作成した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。  
●電子申告における第三者作成業務の高付加価値性が認められました。  
●税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を否認することができるようになりました。

もっと詳しくお知らせになりたい方は...  
「e-Tax」ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

法人会

## 西郷小学校 後藤みさ稀さん 宮城県法人会連合会長賞を受賞!!

「税金に理解と関心を深めてもらおう」と小学六年生を対象に、宮城県法人会連合会女性部会連絡協議会が主催の「税に関する絵はがきコンクール」が開催され、今回で6回目を迎えました。

東北各地からの応募数も毎年増え続け、今回は最高の四七〇校から一三、八二七点の応募があり、このうち登米市内の小学校八校から一五五点の応募がありました。



西郷小学校・後藤みさ稀さん



加賀野小学校・鈴木春馬さん



宮城県法連会長賞  
後藤みさ稀さん作品



豊里小学校・千葉咲月さん

えの作品が多く、選考にかなり苦労したのですが、厳正な審査の結果、見事、登米市立西郷小学校の後藤みさ稀さんの作品が宮城県法人会連合会会長賞に選ばれました。

また、登米市立加賀野小学校の鈴木春馬さんの作品が、宮城県女性部会連絡協議会佳作に入選し、登米法人会女性部会長賞には登米市立豊里小学校の千葉咲月さんの作品が選ばれました。

## 市内幼稚園にも回収BOXを設置!

「地球に愛を、子どもに愛を」をテーマに、取り組み始めた登米法人会の社会貢献活動、エコキャップ運動が今年で5年目を迎え、市内の小・中学校に加え、新たに幼稚園にも回収ボックスを設置いたしました。

年々回収量も増加し、最近では、気仙沼市内の小・中学校や高校、JA栗っこ、田尻さくら高校さんなどからも回収したキャップの提供を受けております。



8/9 南三陸町・伊里前小学校から提供



10/4 東佐沼幼稚園・高橋園長へBOX贈呈



9/4 米岡小学校児童会から提供



8/31 JA栗っこ女性部から提供

今年度のキャップ回収量は、大型トラック2台分の2,112kg。  
小・中学校の児童生徒さんには、キャップ回収を通してCO2を削減し環境の保護に役立ったり、資源の再利用の大切さを学習していただいております。

青年部会では、今後も、回収ボックスの設置場所を増やして、発展途上国の子供たちに1個でも多くのワクチンを贈りたいと計画しています。

**地球に愛を 子どもに愛を**  
ペットボトルのキャップを集めて  
世界の子どもたちにワクチンを届けよう!

キャップ400個で0.150g  
0.03g削減します

あなたの行動が世界の子どもと地球の未来を創ります!  
小さなキャップでも、分ければ資源!  
リサイクルして環境にも材料に!

ペットボトルのキャップをみんなで集めよう!  
キャップ400個で10円分の寄付が出来ます。

希望者1人あたり1人分20円!  
キャップ800個で一人の子どもの助けになります。

回収方法  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

回収先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

協賛先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

協賛先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

協賛先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

エコキャップ運動推進チラシ

ご協力ありがとうございました

公益財団法人 特定法人会青年部会 様

貴団体の皆様のご協力により、環境にやさしい活動が実現しました。大変感謝申し上げます。また、貴団体の皆様から提供いただいたキャップは、世界の子どもたちにワクチンとして届けられています。今後も引き続きご協力をお願いいたします。

キャップ回収量 2014

回収先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

協賛先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

協賛先  
1. 回収ボックスへ投入  
2. 回収ボックスへ投入  
3. 回収ボックスへ投入

0120-555-895

認定NPO法人JCVから  
青年部会へ寄付お礼状

## 税務署からのお知らせ

# 「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が変わりました

「金銭又は有価証券の受取書（領収証等）」の印紙税の非課税範囲が、次のように変わりました。

### 受取書（領収証等）の受取金額が

改正前

**3万円未満**  
は非課税  
(3万円以上は課税)



平成26年4月1日以降作成分

**5万円未満**  
は非課税  
(5万円以上は課税)

# 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請 負契約書」の印紙税が軽減されました

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「H26. 4. 1~H30. 3. 31の税率」欄の金額に変わりました。

契約金額		H9.4.1~H26.3.31 の税率	H26.4.1~H30.3.31 の税率	(参考) 本則税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円未満		非課税	非課税	非課税
1万円以上 10万円以下	1万円以上 100万円以下	200円	200円	200円
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	400円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	1千円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	2千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	1万円
1千万円超	5千万円以下	1万5千円	1万円	2万円
5千万円超	1億円以下	4万5千円	3万円	6万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円	10万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円	20万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円	40万円
50億円超		54万円	48万円	60万円

領収証等や不動産譲渡契約書等に係る印紙税の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。  
【国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】また、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

宮城県 平成26年度一般会計予算より

# 中小企業支援施策

平成26年度宮城県一般会計予算に盛り込まれた「中小企業支援施策」から抽出要約しました。

宮城県は、「震災復興計画」に掲げる再生期の初年度として、復旧・復興の加速化し、県政の課題解決のための施策を積極的・重点的に計上したとする26年度一般会計当初予算を可決成立させました。

県では、各方面からの支援を得、復旧・復興に注力し、産業基盤の復旧に一定の進捗が見られるものの、

復旧・復興工事関連遅れや被災事業者の販路回復や雇用のミスマッチなど対処すべき課題は山積と指摘したうえで、財政の健全性の堅持と迅速かつ創造的な復興に向けた予算としている。

本稿では、予算に盛り込まれた震災復興関連を含む中小企業に関わり深い支援施策を抽出要約しました。

## ■中小企業施設設備復旧支援事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域にて、地域の生活基盤となっている中小企業者のうち製造業者が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進するため、必要不可欠で、県内で直接利用される生産施設（工場・装置）を対象に補助する。

大震災により「補助の対象となる経費」における生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生

じていることや、中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること、雇用維持に資する事業であること、被災地域の復旧に資する事業であることが事業要件となる。

補助率は対象事業費の2分の1以内で、補助限度額上限1千万円・下限100万円。

## 担 新産業振興課

## ■中小企業等復旧・復興支援事業費補助金

被災地の中小企業等が一体となって進める復旧整備事業について、県が認定する復興事業計画に基づいて不可欠な施設等の復旧・整備に対して、国と連携して補助する。

対象は、①サプライチェーン型／②経済・雇用効果大型／③地域に重要な企業集積型／④水産（食品）加工業型／⑤商店街型のグループ機能を持つ中小企業グループで、震災で

損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費や、個々の中小企業者等の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象に補助する。

希望する中小企業グループは復興事業計画を作成し、県に申請し、計画の認定を行い、国からの交付決定を受けて、補助を行う。補助率は事業費の4分の3以内。

## 担 企業復興支援室・商工経営支援課

## ■中小企業金融対策事業

中小企業者に安定的かつ低利な資金を融通するため、制度融資取扱金融機関に対し原資を預託するとともに、各種融資制度に関する指導等に努め、金融円滑化の推進を通じ、中小企業者の経営の安定を図る。

## 1. 中小企業経営安定資金等貸付金

経営基盤の強化等を図る中小企業者や、大震災で被災した中小企業者、自動車・

高度電子機械及び食品製造等の関連産業で事業を行う中小企業者等への円滑な融資を促進するため、取扱金融機関に対し貸付原資の預託を行う。

## 2. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

みやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた者のうち、一定の要件を満たす者に、融資額3千万円を限度に3年間利子を補給する。

## 担 商工経営支援課

## ■小規模企業者等設備導入資金貸付金

資金調達が困難な小規模企業者等に対し経営診断等を実施し、設備導入に必要な資金を貸し付ける。

原則として、常用従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者を対象に、貸付金額は貸付対象事業費の2分の1以内で、上限4,000万円以下とする。

貸付金利は無利子で、償還期間は7年（うち据置1

年)以内。

### 担 商工経営支援課

#### ■小規模企業者等設備導入資金(設備貸与事業)

震災により甚大な被害を受けた小規模企業者等に対し、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき設備の割賦販売又はリースを行い、復旧に必要な設備の導入を支援する。

対象は、原則として常用従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(知事の承認を得た場合は50人以下)で、貸与限度額は8,000万円以下とする。

利率は、割賦の場合は割賦損料・1.4%・2.2%、リースの場合は月リース代・2.971%・1.336%となる。

償還期間は、7年(うち据置期間1年)以内(割賦の場合)、3年~7年(リースの場合)。

### 担 新産業振興課

#### ■中小企業等二重債務問題対策事業

震災に伴う二重債務問題への対応として地元金融機関等とともに宮城県が出資する「宮城産業復興機構」が被災中小企業者の既往債務を金融機関から買い取り、新規融資を受けることを可能とし、早期の事業再開を促進する。

対象は、被災の影響により経営に支障が生じており、収益力に比して過大な債務を負っているものの、「宮城県産業復興相談センター」において再生可能性があると判断された事業者となる。

### 担 商工経営支援課

#### ■宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業

宮城県中小企業制度融資を利用する中小企業者に対し、宮城県信用保証協会の基本保証料より引き下げた県制度保証料を設定することにより、利用企業者の負担軽減と融資の活用を図

る。

### 担 新産業振興課

#### ■雇用維持対策事業

例・経営安定資金(協会基本保証料率1.90%・0.45%↓県制度保証料率1.59%・0.45%)

### 担 商工経営支援課

#### ■中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業

震災により受注先の確保が困難となった県内のものづくり中小企業の販路開拓と取引拡大を図るため、商品の受注確保と販路開拓の支援を行う。

他都道府県や産業支援機関、学術研究機関等が主催し、県外で開催される展示商談会に出展する中小企業者に対し、旅費等の出展に要する費用の一部を補助する。

県内に事業所を有し、復興のために受注拡大を図る中小企業者(但し、食品製造業を除く)を対象に、出展に要する経費(旅費・運搬費・出展負担金等)費の2分の1以内(上限100千円)を補助する。

期間132,000円)

### 担 雇用対策課

#### ■みやぎ雇用創出対策事業

リストラ等により離職を余儀なくされた者を、公共職業安定所の紹介により雇い入れた事業者等に対し、奨励金を支給する。

支給対象となる事業者は、①再就職援助計画又は大量雇用変動届の提出があった事業者からの離職者であり、中高年齢(40歳以上64歳以下)の非自発的離職者を雇い入れた事業者、②非自発的離職者を雇い入れた農業法人・NPO法人で、奨励金額は対象者1人につき5万円(中小企業等)。

### 担 雇用対策課

上記施策の詳細やこれら以外の中小企業施策については、宮城県のホームページに掲載されており、ぜひサイトを閲覧いただきますことをお勧めいたします。



## 会員募集中

### ■ 未加入法人をお誘い下さい ■

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、会員企業の積極的な自己啓発を支援支援し、健全な経営と正しい納税及び社会の健全な発展に貢献する活動を行っています。


お知らせに、まだ会員になられていない方がおありでしたら、是非お誘い下さいますようお願いいたします。

## 法人会 新会員ご紹介

平成二十五年四月以降 (敬称略)

<p><b>佐沼支部</b></p> <p>佐々木屋 すずらん託児室 浅井鉄工所(株) ライフサポートとめ 名古屋東部陸運(株) 迫りコー(株) 食堂むつころう (株)藤崎佐沼店</p>	<p>寒河江良一 三浦 秋義 浅井 秀紀 中田 和人 太田 雅之 井原 雄一 三上 芳夫 藤崎三郎助</p>	<p><b>東和支部</b></p> <p>菅野民生税理士事務所</p> <p>菅野 民生</p>	<p><b>中田支部</b></p> <p>千葉徳夫保険事務所 (有)エム企画 (株)オフィス熊谷</p> <p>千葉 徳夫 佐藤 昌弘 熊谷 貞雄</p>
---	--	---	--

## Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!



経営者が、  
重大疾病にかかった時の  
そなえを確保。

**ポイント1**  
重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント2**  
万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント3**  
約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。  
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。  
◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。  
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとすることがあります。  
◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。  
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社 **DAIDO 大同生命保険株式会社** 仙台支社 古川営業所/大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川駅前ビル3F) TEL 0229-22-6398  
F-25-1027(平成26年3月11日)



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。